

平成 23 年 6 月 7 日

市長記者会見

## 記者発表資料

### 東日本大震災の影響を踏まえた市発注工事への対応について

この度の東日本大震災の影響で、久留米市内においても建設資材の価格高騰及び特定資材の調達困難が懸念される状況となっております。

そこで、市では、市発注工事の競争入札への参加不安の解消を図るため、工期、資材価格、代金支払い及び金融対策など、下記の対策を講じます。

(※ 下線は、今回、新規対応分)

#### 1 建設業関係団体との「大震災の影響に関する情報交換会」の実施

東日本大震災による業界への影響とその対応策について協議するため、建設業関係団体と市との「大震災の影響に関する情報交換会」を設置し、当分の間、定期的を実施することとしました。

#### 2 工期等に対する柔軟な対応

##### ① 工期延長の要件緩和

施工中の工事において、震災の影響により資材の調達が困難となり、工期内に工事を完成することができない時は、現契約約款中「その他受注者の責に帰すことができない事由」として取り扱い、工期を延長することで対応します。

##### ② 見積り期間の確保

設計金額が 5 千万円を超える工事については、十分な見積り期間を確保します。(現在、運用中の 10 日間を 15 日間とします。)

#### 3 資材価格の高騰に対する柔軟な対応

##### ① 主要資材の実勢価格に即した資材単価の設定（発注前対応）

高騰する主要資材については、市場の状況を見極め、通常の改訂に加え臨時に設計単価の改訂を行います。(これまでの年 2 回改訂を 4 回改訂へ)

##### ② 単品スライド条項等の活用（契約後対応）

契約後、資材や燃料油をはじめとする原材料価格が高騰した場合には、現契約約款に明記された「単品スライド条項」が活用されるよう周知を図り、より適切な請負金額とします。

また、今後、長期の工期（12ヶ月以上）を要する発注案件で、国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となった場合は、協議の上、請負代金の調整を行います。(現契約約款中「全体スライド条項」の活用)

#### 4 受注者への支払い

##### ① 迅速な工事代金の支払い

工事代金の支払いは、契約上は請求日から 40 日以内ですが、原則 20 日以内の迅速な支払いを行います。

## ② 前金払い制度及び中間前金払い制度の利活用の促進

請負金額の4割を上限として代金を支払う「前金払い制度」並びに前払い金とは別に2割の代金を支払う「中間前金払い制度」の周知を図り、その利活用を促進します。

## 5 中小企業相談窓口の設置

東日本大震災により影響を受ける中小企業者の皆さんに対応するため、「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置しておりますが（3月22日設置済み）、この窓口において、建設業界に対しても資金繰り等の相談に応じています。

<問合せ先> 久留米市 総務部 契約課 (担当) 大熊、糸永  
TEL (0942) 30-9171 FAX (0942) 30-9713